

商店街活性化事業の促進に関する基本方針（案）
前回からの主要な変更点について

1. 前回の当部会における議論を踏まえた変更点

1-1 1 ページ目 第一 1 商店街活性化事業の促進の意義 第一段落

（旧）

こうした「商いの場」「公共の場」を併せ持つ特徴により、商店街は、地域の中小小売商業や中小サービス業を振興するという経済的機能を有するだけでなく、地域住民の生活利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能をも有する存在である。

（新）

こうした「商いの場」「公共の場」を併せ持つ特徴により、商店街は、地域の中小小売商業や中小サービス業を振興するという経済的機能を有するだけでなく、消費者・地域住民の生活利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能をも有する存在である。

1-2 3 ページ目 第二 1 （2）商店街活性化事業計画の作成主体 二段落目

（旧）

また、商店街活性化事業は、商店街振興組合等がその組合員や外部機関の協力を得て実施する機会が多いことから、これらの者の役割分担を明確にするなど当該事業を円滑かつ確実に実施するために必要な体制が構築されていることが求められる。

（新）

また、商店街活性化事業は、商店街振興組合等がその組合員や商工団体、NPO 法人等の外部機関の協力を得て実施する機会が多いことから、これらの者の役割分担を明確にするなど当該事業を円滑かつ確実に実施するために必要な体制が構築されていることが求められる。

さらに、事業がより効果的に行われるよう、計画目標の達成状況と課題を検証し、必要に応じ改善を図ることができることが求められる。

1-3 4 ページ目 ②商店街活性化の効果が見込まれること 文末

（旧）

また、こうした定量的な効果は、その達成時期を明確にすることが必要である。

（新）

また、こうした定量的な効果は、その達成時期を明確にすることが必要であるとともに、進捗状況を検証することが求められる。

1-4 4 ページ目 ③他の商店街にとって参考となり得る事業であること 中段

(旧)

このため、当該商店街活性化事業の事業内容に新規性があることや、事業の実施体制や実施方法に創意工夫が認められることなど、他の商店街が商店街活性化事業に取り組むに当たって参考となり得る事業であることが求められる。

(新)

このため、当該商店街活性化事業の事業内容に新規性があることや、消費者・地域住民やNPO 法人と協働するといった事業の実施体制や実施方法に創意工夫が認められることなど、他の商店街が商店街活性化事業に取り組むに当たって参考となり得る事業であることが求められる。

1-5 4 ページ目 末尾

(追加)

なお、商店街及びその近隣に立地する大規模店舗・チェーン店等が商店街や地域の活性化に協力することの重要性にかんがみ、商店街振興組合等は、商店街活性化事業の実施にあたり、大規模店舗等に協力を働きかけるとともに、大規模店舗等のノウハウを商機能の強化に生かすなど、新たな関係を築くことが望ましい。

1-6 5 ページ目 (4) 商店街活性化事業の計画期間

(旧)

また、事業を開始する時期、事業の実施項目ごとに着手する時期、目標を達成する時期等については、可能な限り明確にすることとする。

(新)

また、商店街活性化事業の工程を適切に管理するため、事業を開始する時期、事業の実施項目ごとの着手時期、目標を達成する時期等について、可能な限り明確にすることとする。

1-7 5 ページ目 (5) 地方公共団体との連携 二段落目

(旧)

また、地方公共団体においては、それぞれ独自の地域振興施策が講じられていることから、

(新)

また、地方公共団体においては、それぞれ独自のまちづくり施策や地域振興施策が講じられていることから、

2. パブリックコメントを踏まえた変更点

2-1 6 ページ目 2 (2) 商店街活性化事業への支援の促進 一段落目 (段落末尾に追加)

また、商店街が一体となり継続的かつ適確に商店街活性化事業を実施するためには組合として取り組むことが重要であることから、国は、関係機関の協力を得ながら商店街の組合設立を促すこととする。

3. その他の変更点

3-1 2 ページ目 2 商店街活性化事業の促進にあたっての基本的な方向 第二段落

(旧)

このことを踏まえ、商店街振興組合等が商店街活性化事業を円滑に行い地域住民のニーズに応えられるよう、

(新)

商店街がまず自己の資金、ノウハウ、人材等により商店街活性化事業を行うことが期待されるが、商店街が厳しい状況にあることを踏まえ、商店街振興組合等が商店街活性化事業を円滑に行い地域住民のニーズに応えられるよう、

3-2 2 ページ目 2 商店街活性化事業の促進にあたっての基本的な方向 末尾

(追加)

また、地方公共団体によるまちづくり施策や地域振興施策との調和を図り、より効果的な商店街活性化事業への支援を行うため、国は、地方公共団体と協調して商店街活性化事業の促進を図る。

3-3 4 ページ目 ② 商店街活性化の効果が見込まれること

(旧)

具体的な指標としては、当該事業を実施しない場合との比較においての、商店街への来訪者の増加のほか、商店街における営業店舗数の増加や空き店舗数の減少、商店街の構成員の総売上高の増加、周辺住民が商店街において買い物をする頻度の向上などが挙げられる。

(新)

具体的な指標としては、当該事業を実施しない場合との比較においての、商店街への来訪者の増加(減少幅の縮小)のほか、商店街における営業店舗数の増加や空き店舗数の減少、

商店街の構成員の総売上高の増加、地域住民が商店街において買い物をする頻度の向上などが挙げられる。

**3-4 6ページ目 2 (2) 商店街活性化事業への支援の促進 二段落目
(旧)**

関係省庁においては商店街活性化事業に対して提供可能な様々な支援措置を講じていることから、

(新)

関係省庁がまちづくりや少子化・高齢化対策、食品流通といった分野において、商店街活性化事業に対して提供可能な様々な支援措置を講じていることから、